

各位

国道 152 号通行止に伴う遠鉄バス北遠本線の運行について

8 月 16 日（土）未明に発生した浜松市天竜区龍山町瀬尻の国道 152 号での土砂崩れにより、西鹿島と水窪町を結んでいる遠鉄バス「北遠本線」は、瀬尻バス停～大輪バス停が通行止となっており、迂回路として設定されている天竜川東岸「県道 263 号（大輪天竜線）」も道路の幅員が狭く、バスの運行が出来ない為、「西鹿島～瀬尻」「大輪～水窪町」で折り返し運転をしております。

現在のご利用が少ない夏休み期間中ですが、9 月になると学校も再開し、通学のお客様中心にご不便をお掛けしてしまう為、浜松市及び監督官庁と協議した結果、通行止解除までの期間、下記の通りの特別対応を取ることと致しますので、ご案内申し上げます。

記

1. 特別対応の概要

平成 26 年 9 月 1 日（月）より、遠州鉄道株式会社（社長: 斉藤 薫）が、遠鉄タクシー株式会社（社長: 小高 泰明）よりジャンボタクシー（お客様定員 9 名）を借り受け、バスでは運行出来ない迂回路「県道 263 号（大輪天竜線）」を通り、北遠本線の「瀬尻～水窪町」を運行します。お客様にはお手数でも瀬尻バス停で、水窪行はジャンボタクシーに、西鹿島行はバスにお乗り換え頂きます。

なお、当該対応は、道路運送法第 17 条「天災等の場合における他の路線による事業の経営」に基づいてのものとなります。

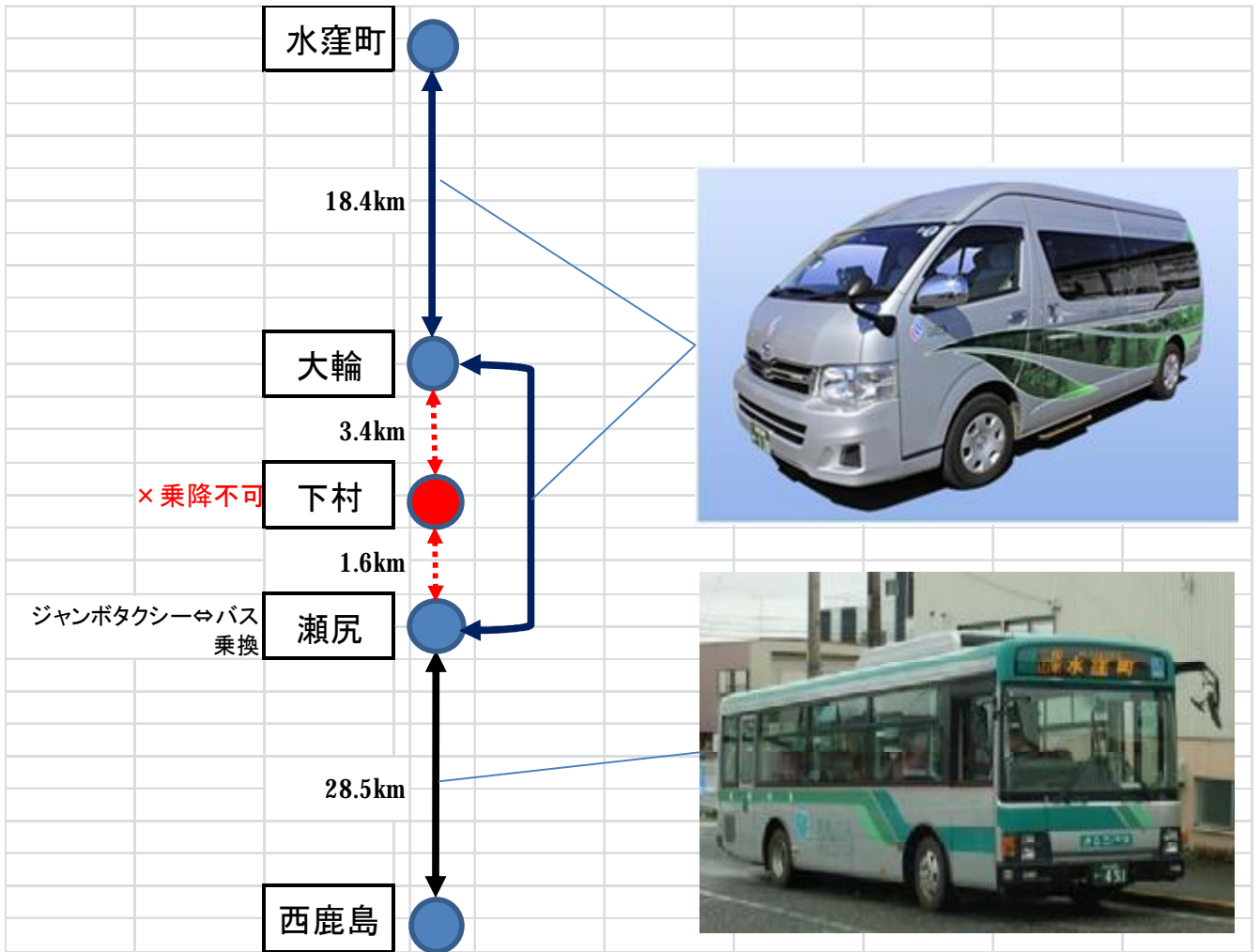
【参考: 道路運送法 第 17 条】

（天災等の場合における他の路線による事業の経営）

第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において事業用自動車を運行することができなくなつたときは、第十五条第一項の規定にかかわらず、当該路線において事業用自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線に係る輸送需要をできる限り満たすため必要な限度において、当該路線と異なる路線により事業を営むことができる。この場合において合理的に必要となる事業計画及び運行計画の変更については、第十五条第一項、第三項及び第四項、第十五条の二第一項並びに第十五条の三第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（なお、第 15 条において、一般旅客自動車運送事業者に対する国土交通大臣への認可・届出について規定されております）

【概要図】



【時刻表】

ジャンボタクシーにて運行					バスに乗換					
水窪町	→	西渡	→	大輪	→	瀬尻	→	山東	→	西鹿島駅
6:37	→	7:10	→	7:14	→	7:20	→	8:00	→	8:15
9:05	→	9:38	→	9:42	→	9:48	→	10:28	→	10:41
12:48	→	13:23	→	13:27	→	13:33	→	14:16	→	14:29
15:53	→	16:26	→	16:30	→	16:36	→	17:16	→	17:29
18:31	→	19:04	→	19:08	→	19:14	→	19:54	→	20:05
ジャンボタクシーにて運行					ジャンボタクシーに乗換					
水窪町	←	西渡	←	大輪	←	瀬尻	←	山東	←	西鹿島駅
8:23	←	7:51	←	7:45	←	7:39	←	6:59	←	6:45
11:23	←	10:51	←	10:45	←	10:39	←	10:00	←	9:47
13:49	←	13:17	←	13:09	←	13:03	←	12:24	←	12:11
14:19	←	13:47	←	13:39	←	13:33	←	16:48	←	16:35
18:11	←	17:39	←	17:33	←	17:27	←	18:49	←	18:35
20:12	←	19:40	←	19:34	←	19:28	←		←	

2. 参考：北遠本線の概要

西鹿島～水窪町の全長 51.9km を結ぶ路線。

西鹿島～水窪町を 1 日 5 往復、西鹿島～瀬尻を 1 日 1 往復運行。

2002 年にジェイアール東海バスから遠州鉄道バスへ路線移管。

H25 年度の年間利用人員は約 60,000 人。「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の対象路線となっており、国・静岡県・浜松市から補助金を頂いての運行となっております。



以上